

付録1: ヒューマン・ライツ・ウォッチによる法務省宛て の書簡

350 Fifth Avenue, 34th Floor
New York, NY 10118-3299
Tel: +1-212-290-4700
Fax: +1-212-736-1300; 917-591-3452

Tirana Hassan, Executive Director

DEPUTY EXECUTIVE DIRECTORS

Wisia Heneghan, DED/Chief Operating Officer

Sari Bashir, Program Director

Lauren Camill, General Counsel

Mel Fong, Chief Communications Officer

Jae Lim, Chief People Officer (Asia)

James Powell, Chief Technology Officer

Valentina Rosa, Chief Development Officer

James Ross, Legal and Policy Director

Bruno Stagno Ugarte, Chief Advocacy Officer

Minjen Thelen, Global Head of Diversity, Equity, and Inclusion

DIVISION AND PROGRAM DIRECTORS

Lama Fakih, Middle East & North Africa

Juanita Goebertus, Americas

Tanya Greene, United States

Elaine Pearson, Asia

Mouat Segun, Africa

Hugh Williamson, Europe and Central Asia

Shantha Rau Baniga, Disability Rights

Elizabeth Evenson, International Justice

Bill Frueck, Refugee and Migrant Rights

Arvid Gansman, Economic Justice and Rights

Steve Goese, Arms

Frederike Kalthauer, Technology and Human Rights

Zana Neff, Children's Rights

Rich and Pearshouse, Environment and Human Rights

Græeme Reid, Lesbians, Gay, Bisexual, and Transgender Rights

Macarena Sáez, Women's Rights

Ida Sawyer, Crisis and Conflict

ADVOCACY DIRECTORS

Yasmine Ahmed, United Kingdom

María Laura Canineu, Brazil

Louis Charbonneau, United Nations, New York

Philippe Dam, European Union

Fairida Delf, Canada

Kanae Doi, Japan

Meenakshi Ganguly, South Asia

Daniela Gavshon, Australia

Bénédicte Jaumond, France

Wenzel Michaelis, Germany

Måns Molander, Nordic

Hilary Power, United Nations, Geneva

Sarah Yager, Washington DC

BOARD OF DIRECTORS

Amy Rao, Co-Chair

Neil Rimer, Co-Chair

Osaki Matsumoto, Vice Chair

Amy Towers, Vice Chair, Treasurer

Catherine Zennaro, Vice Chair

Bruce Rabb, Secretary

Alwani Adoo

Lishan Aklog

George Coelho

Roberto Dallino

Kimberly Marteau Emerson

Lambou Frith

Leslie Gilbert-Louis

Paul Gray

Callin Heising

David Lakhdhir

Louisa Lee-Reizes

Alicia Milano

Gloria Príncipe

Ambassador Robin Sanders

Bruce Simpson

Joseph Skrzyński AO

Donna Slaight, C.M.

Siri Stoll-Nielsen

Marie Warburg

Isabelle de Wisnes

Masa Yamagisawa

Andrew Zalis

(英語原文、日本語仮訳)

2023年7月31日

齋藤建法務大臣

法務省

東京都千代田区霞が関1-1-1

日本の女性刑務所における人権侵害について

齋藤法務大臣

私は、世界100か国以上で人権侵害の調査と人権を尊重することを提唱しているヒューマン・ライツ・ウォッチを代表して書簡を差し上げます。私たちは2009年に東京オフィスを開設して以来、子どもやLGBTの権利など、日本の人権問題について取り組んで参りました。

最近では、日本の女性刑務所における人権侵害や、政府による女性受刑者に対する政策に焦点を当てた調査を行っており、2023年後期にそれに関する報告書を提出する予定です。私共の報告書に日本政府による見解が反映されるよう、私共の出した調査結果に対するご回答を頂ければ幸いです。法務省におかれましては、**2023年8月21日**までに、この書簡に添付されている8つの質問にご回答くださいますようお願い申し上げます。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、法務省からご提供いただく書面による回答を、報告書に反映させる用意ができております。

ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2017年1月・2月、および2018年4月から2023年1月にかけて、日本の女子刑務所に関する調査を実施致しました。2020年3月から2022年11月の間は、新型コロナウイルスの蔓延の影響により、対面での調査は中止されましたが、私たちは60名近くの元受刑者と11人の法律・司法改革の専門家にインタビューを行いました。

私たちの調査は、日本の女性受刑者が直面するすべての人権侵害を網羅的に調査したものではありませんが、元受刑者や弁護士、学者とのインタビューを通して、女性刑務所における重大な傾向や主要な問題を特定致しました。ヒューマン・ライツ・ウォッチは刑務所への立ち入りを許可されま



HRW.org

AMMAN • AMSTERDAM • BEIRUT • BERLIN • BRUSSELS • CHICAGO • COPENHAGEN • GENEVA • GOMA • JOHANNESBURG • KYIV • KINSHASA • LONDON • LOS ANGELES • MIAMI •
NAIROBI • NEW YORK • PARIS • SAN FRANCISCO • SÃO PAULO • SILICON VALLEY • STOCKHOLM • SYDNEY • TOKYO • TORONTO • WASHINGTON • ZÜRICH

せんでしたが、これらのインタビューから得た情報を、複数の証言やメディア報道、政府報告書、その他の公式文書により裏付けました。

私たちは特に、以下に挙げる主要な懸念に対処するために法務省が取られた最新の措置について知りたいと考えております。

主な調査結果

日本の女性刑務所に関するヒューマン・ライツ・ウォッチの調査は、受刑者に対する刑務官による虐待に焦点を当てました。

特に、元受刑者がヒューマン・ライツ・ウォッチに語ったところによれば、妊娠中の女性や幼い子どもの親は、しばしば刑務所内で子どもと一緒にいる機会を拒否され、妊娠中、分娩中、産後の回復期に、拘束具の使用を含む身体的虐待に苦しんでいます。このような虐待は、マンデラルールズ第 29 条、第 48 条、第 52 条において定められた国際基準や、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 66 条に明記されている子育ての機会に反しております。

他の元受刑者らは、ヒューマン・ライツ・ウォッチに対し、高齢の受刑者は刑務官による暴言や若い受刑者による身体的虐待に直面していると語りました。また、あるトランスジェンダーの元受刑者は、女性刑務所への収容を明確に要求したにもかかわらず、男性刑務所に収容されたと語りました。他にも、規律違反に対して独居房に閉じ込めるという強迫を伴う、刑務官による過度に厳しい規制、28 日間も続いた例もある独居房の恣意的な使用、手紙による外部との接触が恣意的に制限されているように思われること、日常的なアメニティへのアクセスが不十分であること、刑務官による暴言、メンタルヘルスケアサービスを含む医療へのアクセスが不十分であることなどが元受刑者らによって挙げられました。

ヒューマン・ライツ・ウォッチの調査は、このような虐待を明らかに悪化させている日本の政策にも焦点を当てました。

最も注目すべきは、日本の司法制度には、非暴力的な女性犯罪者、特に幼い子どもを持つ女性犯罪者の実刑判決を停止するために必要な法律が含まれていることです。具体的には、刑事訴訟法第 482 条は、妊娠、家庭責任、年齢、健康などの条件を含みながら、かつこれらに限定されない理由に基づき、検察官が刑の執行を停止することを認めています。

ヒューマン・ライツ・ウォッチは、日本の検察がこの法律を十分に活用していないことを確認しました。2017年から2021年の間に刑の執行停止された女性受刑者は、20,116人中11人のみです。この数字には、「心神喪失の状態」と判断された場合に検察官が刑の執行を停止できる刑事訴訟法480条に基づいた、刑の執行停止も含まれています。

また、多くの女性が薬物事犯で収容されています。法務省は現在、女性刑務所において物質使用障がい再発防止プログラムを提供されていますが、一部の元受刑者らはヒューマン・ライツ・ウォッチに対し、自らの意思に反して参加させられたと語っています。また、薬物依存の専門家は、彼女たちの多くが幼少期の虐待を含むトラウマを抱えており、カウンセリングなどのメンタルヘルスサービスへのアクセスが不十分なことから、必然的に再犯を助長していると述べました。

日本は主要な国際人権条約に加盟しています。さらに、刑事司法と受刑者の処遇に関しては、主に「市民的及び政治的権利に関する国際規約 (ICCPR)」や「拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約 (CAT)」などの国連の条約、そしてマンデラルールズなどの様々な国際基準に定められています。現在の日本の司法制度や刑務所の慣行の多くは、これらの条約の条項に違反しています。

私共の質問に対する回答やその他の情報提供など、この重要な要請にお時間を割いていただきありがとうございます。ご回答を報告書に反映させるため、2023年8月21日までに、東京オフィスのアジア担当プログラム・オフィサー、笠井哲 [REDACTED] までご回答をお送りください。ご多忙のところ恐縮ですが、何卒よろしくお願い申し上げます。



エレイン・ピアソン
アジア局代表
ヒューマン・ライツ・ウォッチ